

なかつがわ男女共同参画プラン（第5次） 策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

平成28年（2016年）度から令和8年度（2026年）度までの11年間でなかつがわ男女共同参画プラン（第4次）を策定・実施し、家庭や地域、職場、政策・方針決定の場など社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進し、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現を目指し政策を推進してきました。社会情勢の変化やこれまでの成果や課題を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな指針とするため、令和9年（2027年）度からの次期なかつがわ男女共同参画プラン（第5次）を策定します。

本業務の遂行にあたり、中津川市（以下「市」という。）と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するため公募型プロポーザルを行います。

2 業務概要

（1）業務名

なかつがわ男女共同参画プラン（第5次）策定支援業務

（2）業務内容

別紙「なかつがわ男女共同参画プラン（第5次）策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月23日（火）まで

3 提案限度額 4,936,800円（消費税込）

うち令和7年度2,785,200円（消費税込）

令和8年度2,151,600円（消費税込）

※各年度の上限額を超えないように提案すること。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションにより提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定します。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結します。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- （1）参加表明書の提出時点で、市の入札参加資格者名簿への登録申請が完了しており、契約締結日までに搭載されていること。

- (2) 市の工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (6) 過去5年以内において国の機関又は他の自治体において、本業務と類似した業務の受託実績を有する者であること。

6 参加申込み等の手続

(1) 担当課

中津川市市民部地域づくり協働課

〒508-0041 岐阜県中津川市本町2丁目3番25号（本町分庁舎1階）

電 話 0573-66-1111（内線4502）

電子メールアドレス kyodo@city.nakatsugawa.lg.jp

(2) プロポーザル実施スケジュール

内容	期日
① 公告	令和7年8月15日（金）
② 質問書受付期日	令和7年8月21日（木）午後5時まで
③ 質問書に対する回答	令和7年8月27日（水）まで
④ 参加表明書の提出期日	令和7年8月29日（金）午後5時まで
⑤ 企画提案書及び提案見積書の提出期日	令和7年9月 8日（月）午後5時まで
⑥ プレゼンテーションの実施	令和7年9月19日（金）
⑦ 選定結果の通知	令和7年9月26日（金）（予定）

(3) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の提出方法

① 6（1）にある電子メールアドレスへ、質問書（様式1）を送信してください。

② メールの件名は「プロポーザル質問書」としてください。

イ 質問書に対する回答

令和7年8月27日（水）までに随時個別で回答し、市ホームページ上で公開します。

(4) 参加表明書の作成等

ア 提出場所

6（1）に同じ

イ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、8月29日（金）午後5時必着

ウ 提出書類

次の書類を作成し、各1部を提出してください。

①参加表明書（様式2）

②事業者等の概要報告書（任意様式）

・事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。（同様の内容が把握できるものであれば会社案内等をもって報告書とすることができる。）

7 プロポーザルの実施

（1）提出書類等

プロポーザルは、なかつがわ男女共同参画プラン（第5次）策定支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。次の書類を作成し、企画提案申込書（様式3）を添付して提出してください。

ア 企画提案書（正本1部、副本5部）

次の項目について、様式規格はA4規格の縦（A3規格の折込可）とし、片面10ページ以内（両面印刷不可）で提案意図を明確に伝えること。

※ A3規格の折込を用いる場合であっても、当該資料を含めて片面10ページ以内とすること。

※ 図、絵、写真等の使用は可とする。

※ 以下事項についての提案を含め、事項順に記載すること。

① 業務の基本的な考え方

（a）本プランの策定に関する基本的な考え方

（b）法令等に基づく計画としての位置づけに関する考え方

（c）業務全体のプロセス

② 市民意識調査について

（a）設問の設計

（b）調査結果の分析・報告

③ 本プランの策定について

（a）本プラン案の策定方法

（b）本プランの推進方法、進捗確認の実施方法

（c）成果品（プラン・概要版）についての工夫

④ 独自提案について

⑤ 提出事業所の過去5年以内の男女共同参画関係の基礎調査・計画策定業務の実績（年度、業務名、発注者、業務概要）業務実績

イ 見積書（正本１部）

- ①宛名は、「中津川市長」とすること。
- ②見積金額については、見積限度額の範囲内で仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（消費税込）を記載してください。
- ③見積は令和7年度業務と令和8年度業務の内訳金額がわかるようにすること。
- ④内訳金額は、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載すること。
- ⑤ 提出の様式は特に問わず、また枚数も自由とする。

（２）提出期日

令和7年9月8日（月）午後5時まで

（３）提出場所

６（１）に同じ

（４）提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、9月8日（月）午後5時必着

８ プロポーザル審査の内容及び審査基準

（１）審査内容

ア 企画提案書の審査

イ プレゼンテーションによる審査

（２）審査基準

プロポーザルの審査は、以下の表に基づき、選定委員会で審査します。

審査項目	審査の視点	配点
企画提案内容について		
業務の実施方針	・業務の趣旨を的確に理解したうえでの提案がなされているか。	10
中津川市の地域性を考慮した提案	・中津川市の男女共同参画に関する施策について、現状と課題を的確に把握しているか。 ・調査方法や内容について、中津川市の地域性や特色が考慮されているか。	20
計画策定後の実効性の方法	・提案内容は、具体的かつ実効性があるか。 ・各取組への計画の活かし方について、具体的かつ実効性があるか。	10
事業者提案	・企業独自の知見を活かし、積極的な提案がなされているか。	20

	・その他評価に値する事項（有益な独自の追加提案）	
業務実施体制について	・業務を実施するにあたり、適切なスケジュール及び人員体制となっているか。 ・男女共同参画の現状や展望について、国や県の動向等を踏まえ、的確に把握しているか。	20
プレゼンテーションについて	・業務を実施していくパートナーとして適切か。（積極的な意欲、的確な返答）	10
業務実績について	・男女共同参画計画の策定実績があるか。	5
見積額について	・仕様書及び提案内容を踏まえ、業務に見合った見積額が提示されているか。	5
合 計		100
20点満点の項目：特に優れている 20～17、優れている16～13、普通 12 10点満点の項目：特に優れている 10～9、優れている8～7、普通 6 5点満点の項目：特に優れている 5、優れている 4、普通 3		

9 プレゼンテーションの実施

（1）開催日時

令和7年9月19日（金）※開始時間、場所等の詳細については、後日お知らせします。

（2）方法等

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を使用し、本業務を行う者が行ってください。

時間は20分程度、質疑応答は10分以内を想定しています。

※プロジェクター、スクリーンについては市で準備します。

10 審査結果の通知

審査結果については、各事業者へ送付します。審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議には応じないものとします。

11 契約の締結について

最優先候補者に選定された事業者と契約内容についての協議を行い、合意した場合、契約を締結します。

最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評点を得た事業者（以下順次）と契約についての協議を行います。

また、仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が7（2）で提出した見積書金額と同額になるとは限りません。

1 2 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託料を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 3 留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加表明書が提出されなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加表明書を提出した者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加表明書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、中津川市情報公開条例（平成25年条例第28号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を6（1）にある担当課に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、中津川市は契約を解除できるものとします。
この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。